

4 こ 第 2 6 1 6 号  
令和4年10月26日

一般社団法人福島県社会福祉士会長  
一般社団法人福島県介護支援専門員協会 様  
一般社団法人福島県介護福祉士会長

福島県こども未来局長  
( 公 印 省 略 )

ヤングケアラー支援対策への協力について (依頼)

児童福祉行政の推進につきましては、日頃より、御協力いただき感謝申し上げます。

さて、本県のヤングケアラー支援対策については、ヤングケアラーを含む子どもや家族と直接接する機会の多い市町村が担うことが想定されるため、市町村ヤングケアラー担当部署に対し支援体制の構築や支援策の検討を要請するとともに、市町村内における関係機関との連携体制の強化についてお願いしたところです。

なお、支援の実施に当たっては、日頃から市町村や各家庭等への支援を通して、子どもと接する機会のある貴会会員の役割が大きいため、改めて、貴会会員に対し、下記への御理解・御協力について、依頼いただきますようお願いいたします。

記

- 1 ヤングケアラーに関する相談先等の広報啓発  
福島県児童家庭課では、令和4年7月からホームページ開設し、ヤングケアラーについて及び各市町村の相談窓口等を掲載しておりますので、参考としてください。  
**県児童家庭課ホームページ**  
**URL : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035a/yangcarer.html>**  
※ 検索サイトで「福島県 児童家庭課 ヤングケアラー」で検索すると2番目に「ヤングケアラーについてー福島県ホームページ」としてヒットします。
- 2 関係者向けの研修動画の視聴等による活用  
一般社団法人日本ヤングケアラー連盟が作製した福祉機関と教育機関向けの研修動画について、人数制限なしで視聴することが可能となりましたので、本研修動画を活用してヤングケアラーへの理解や対応を深めるのにお役立てください。  
**YouTube の限定 URL <https://youtu.be/wFNLLI8-Wic>**  
**研修動画 QR**



- 3 研修事業への会員の参加  
令和4年10月13日付け4こ第2466-1号「福島県ヤングケアラー支援者研修会〔WEB版〕の開催について (通知)」で案内しております。
- 4 市町村の支援体制構築に係る福祉関係者の協力・参画について  
市町村ヤングケアラー担当部署からの要請があった場合、参画等に協力をお願いします。
- 5 相談対応  
「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」(令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 令和4年3月有限責任監査法人トーマツ作成)を相談対応の参考としてください。

**URL : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035a/yangcarermanual.html>**

事務担当 児童家庭課 ヤングケアラーコーディネーター  
菊地とも子 電話024-521-8665